

伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の改正(案)に対し、お寄せいただいた御意見の概要と町の考え方

No	該当条項	意見の概要	町の考え方
1	第5条第3項	「飼い主は、飼い猫と人の共生のみでなく、野生生物とも共存するよう配慮しなければならない。」とあるが、「飼い主は、人と飼い猫と野生生物との共生に配慮しつつ、飼い猫が野生生物に害を加えることのないようにしなければならない。」と修正すべき。	第5条は本条例の目的に即し、飼い主としての義務を規定しています。「共存」という表現は、飼い猫や人と野生生物がともに生存することを指し、野生生物への被害を防止することも意味として含んでおります。なお、野生生物に危害を加えることのないようにする内容は「適正飼養及び管理並びに生活向上」に関する事項を掲げた第10条第5号に既に規定されています。 このため、原案のままとさせていただきます。
2	第10条第1項第4号	「猫の飼養に関連して悪臭及びハエ、ノミ、ダニその他の衛生害虫を発生させないこと。」とあるが、「猫の飼養に関連して悪臭及びハエ、ノミ、ダニその他の衛生害虫、並びに感染症を発生させないこと。」と修正すべき。	人と猫の共通感染症については、ご指摘のトキソプラズマ症を始め猫ひっかき病やパストレラ症など様々なものがあります。飼い主と飼い猫が触れあう以上、これらの感染症を発生させないこと自体を義務化することは難しいと考えますが、本条例に規定されている室内飼養の義務化や衛生害虫の発生防止、糞尿等汚物の適正処理により多くの感染症を予防することが可能と考えています。 このため、原案のままとさせていただきます。
3	第20条第1項	「町長は、飼い主の判明しない猫を保護収容することができる。」とあるが、「町長は、飼い主の判明しない猫を一時的に保護収容することができる」と修正すべき。	ここでいう保護収容は半永久的に保護収容することを意味するわけではありません。別途規則で定める公示期間中(7日間と定める予定)は保護収容することとなりますが、その後は飼い主に返還または、飼養を希望する者で、適正に使用することができると思われる者に譲渡できるように規定しているところです。 このため、原案のままとさせていただきます。
4	第20条第2項	「規則」はどこに明示されているか。	規則とは施行規則のことであり、町は保護収容した猫の特徴、保護収容した日時、場所等の必要な事項を7日間公示するという内容を定める予定です。 いただいた意見も踏まえて、条例とともに施行規則も町のホームページに掲載するようにいたします。
5	第21条	「町長は……動物の愛護を目的とする団体、その他の者にこれらに係る事務を委託することができる。」とあるが、「町長は……動物の愛護を目的とする団体、自然生態系保全を推進する団体等にこれらに係る事務を委託することができる。」と修正すべき。	第21条は飼い主の判明しない猫の保護収容及び譲渡に係る事務の委託について規定しており、適正に猫を飼養及び管理する能力が求められることから、主に想定する者団体として猫の生態、習性及び生理に関して十分な知識を有していると思われる動物の愛護を目的とする団体をあくまで一例として示しています。委託の際には、町が、上述の能力の有無を含めて適切に事務を執行できるかを考慮したうえで判断することとしており、誰でも委託を受けることが可能ということではありません。 このため、原案のままとさせていただきます。
6	第22条第1項第2項	「……費用を負担しなければならない。」とあるが、「……費用を負担しなければならない。また、町長はその費用を請求することができる。」と修正すべき。	第22条は町長の請求等に関わらず、飼い主の責任として、一律負担しなければならない費用について規定しております。ご指摘の追記文の表現は裁量規定となってしまう、原案の内容と矛盾してしまうと考えます。 このため、原案のままとさせていただきます。
7	第11条第12条	室内飼養はとても良いことと思うが、室内飼養の義務化によって飼育費用や遺棄の増大など問題点があると思う。室内飼養について、特に牛舎や高齢者などを中心にその重要性を理解してもらうことが重要。	ご指摘いただいた通り、室内飼養の重要性・必要性についてまず町民にご理解いただくことが重要と考えております。 今までも適正飼養に関する普及啓発活動を行ってきているところですが、まずは改正予定の条例の内容や必要性を分かりやすくまとめた普及啓発媒体の作成・周知を行う予定です。

8	第16条	野良猫に対してみだりな餌やりを禁止することは、逆に民家に入るトラブルや希少動物等の捕食を増加させることにつながるのではないかと。	みだりな餌やりとは、屋内にいる飼い猫以外のネコに勝手に餌付けすることで、ノラネコの数を増やしたり、近隣住民への公衆衛生上の問題を引き起こす原因になると考えられるものです。なお、ネコは捕食だけでなく「遊び」としてハンティングを行うことがあり、少数のネコにより多数の野生生物が捕殺されることがあります。
9	第16条	飼い猫以外の猫に対してみだりな餌やりを禁止しても、状況次第で飼い猫や野良猫と言って守らない人がいるのではないかと。	条例では、飼い主の義務として飼い猫を終生にわたり飼養及び管理することを定めており、猫を飼養する際は、飼い猫の登録申請を行うこと、首輪等を用いて鑑札を明示すること及びマイクロチップ埋め込みの処置を行うことが義務づけられています。 これらにより、飼い猫と野良猫の区別が可能と考えておりますが、町民に飼い主の義務と適正飼養推進のための取り組みにご理解いただけるよう普及啓発に努めてまいりたいと考えております。
10	第15条第1項	飼養可能数の制限も必要かもしれないが、不妊手術等根本的な対処が必要では。制限以上になった猫を飼い主が遺棄してしまう懸念もある。	第15条第1項では、飼い猫の飼養数として1世帯あたり4匹を上限と定めてるところですが、上限を超えての飼養については許可制としており、飼い猫の適正な飼養及び管理が可能であると認められる場合は、上限を超える頭数の猫の飼育を許可します。 一方、町では飼い猫の不妊化去勢手術の助成を行っており、多頭飼養防止に向けた対策について今後も努めてまいりたいと考えております。
11	第18条	譲渡のあっせんの対応は具体的にどのように行うのか。	条例にあるとおりまずは自ら飼い猫の譲渡先を見つけていただくこととしていますが、それでも見つからない場合は、所定の様式により飼い猫に関する情報をご提出していただくことで譲渡のあっせんを求めることができるようにしたいと考えています。譲渡にあたっては、譲渡を希望する者で、適正に飼養及び管理することができる者であるかを判断した上であっせんを行うこととしています。